

令和7年 広陵南保育園（重要事項説明書）

教育・保育の提供を開始するに当たり、当園から説明すべき事項は次のとおりです。

1 設置運営主体

事業者の名称	広陵町
代表者の氏名	山村吉由
所在地	奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1
電話番号	0745-55-1001

2 利用施設

施設の種類	児童福祉施設			
施設の名称	広陵町立広陵南保育園			
所在地	奈良県北葛城郡広陵町大字南郷1150番地			
電話番号	0745-55-2095			
管理者名	園長			
利用定員（年齢別）	0歳児 第3号認定	3人	3歳児 第2号認定	12人
	1歳児 第3号認定	7人	4歳児 第2号認定	13人
	2歳児 第3号認定	10人	5歳児 第2号認定	15人
職員の研修の実施状況	有			
認可年月日	昭和26年4月			
認可番号	29100080			

3 施設の目的・運営方針

事業の目的	児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育を行うこと。
保育理念・運営方針	児童福祉法に基づき保育を必要とする全ての子どもにとって最もふさわしい生活の場を保障し、愛護するとともに最善の利益を守り、保護者と共にその福祉を積極的に増進する。

4 施設の概要

敷地面積	2,780 m ² （園庭 2,033.45 m ² ）
建物	鉄骨平屋建 延べ床面積 746.55 m ²
施設の内容	乳児室1室、ほふく室1室、保育室4室、遊戯室1室、給食室1室、調乳室1室、職員室1室、乳幼児用トイレ4カ所、プール・シャワー、物置1室

5 保育を提供する日

開園日及び開園時間	月曜日から金曜日まで 午前7時30分から午後7時まで 土曜日 午前7時30分から午後2時まで
休園日	日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

6 保育を提供する時間

保育標準時間認定 (月曜日から金曜日まで)	保育時間	午前7時30分から午後6時30分まで
	延長保育時間	午後6時30分から午後7時まで
保育短時間認定 (月曜日から金曜日まで)	保育時間	午前8時30分から午後4時30分まで
	延長保育時間	午前7時30分から午前8時30分まで 午後4時30分から午後7時まで
土曜日の保育時間	保育標準時間認定	午前7時30分から午後2時まで
	保育短時間認定	午前8時30分から午後2時まで

7 職員体制（令和7年4月1日現在）

職 名	人 数
園長	1人
主任	1人
保育士	18人
長時間担当保育士	2人
保育補助員	1人
調理員	3人
業務員	1人

8 保護者の負担について

(1) 利用者負担額（保育料）

令和元10月より3～5歳児の保育料は無償化になりました。

0～2歳児については、広陵町が保護者の所得、お子様の年齢、保育必要量（保育短時間又は保育標準時間の利用）等により決定します。

保育料納入は、口座振替をご利用ください。（口座引き落とし日は、毎月28日）
ただし、金融機関休業日になる場合は次の営業日の引き落としとなります。

(2) 実費徴収

保育料の他に、保護者にご負担いただくものとして以下のものがあります。

ア 絵本代 毎月450円程度 3歳児以上

イ 主食費 毎月400円（パン、うどん、米、そば代）3歳児以上

ウ 副食費 毎月4,500円 3歳児以上

上記の他、新年度用品、体操服、制服、園外保育交通費等について、ご負担いただくことがあります（徴収額は年齢等によって異なります。）。

(3) 延長保育料

平成27年度からの利用料金については、別途必要になります。

- ・ 保育標準時間、保育短時間とも午後6時30分から午後7時までの利用の場合 月額1,000円
- ・ 保育短時間認定で、午前7時30分から午前8時30分まで、午後4時30分から午後6時30分までの利用の場合 月額400円

9 給食について

当園の給食の方針	乳幼児期は一生のうちで正しい食習慣が形成される大切な時期です。保育園の給食は、乳幼児ともに完全給食（主食・副食）を実施し、3歳未満児は午前10時と午後3時に、3歳児以上は午後3時におやつをいただきます。献立は栄養士に管理された栄養バランスのとれたもので、安全とともに衛生面に十分配慮した給食調理室で調理されており、食材は加熱処理など、万全を期して食中毒予防に努めています。こうして調理された給食は、子どもたちの楽しみのひとつです。「おいしかった。」「友達と一緒に食べて楽しかった。」と、心に残る給食になるよう心掛けています。また、「子どもたちの成長に必要な野菜をもっと食べてもらいたい。」「野菜をたくさん食べて丈夫で元気な子に育ってもらいたい。」との願いから、地元でとれた新鮮な野菜を使った料理を取り入れています。給食時には、食べるときの姿勢、スプーンやお箸の持ち方、好き嫌いなくよくかんで食べるなど、楽しい雰囲気の中で一人一人にあった指導をしています。そして、絵本や紙芝居を通して食べ物と身体の関係、感謝の気持ちをもって食べることなどを知らせています。
昼食・おやつ	保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表を配信します。
アレルギー等への対応	アレルギーが疑われる場合、医師の診断書又は指示書を保育園に提示してください。個別にご相談の上、診断書又は指示書に基づき除去食等で対応します。

10 年間行事予定（令和7年度）

月	行 事 内 容
4	入園式・新入園児を迎える会・検尿
5	春の園外保育・虫歯予防教室・園児健康診断・保育参観
6	歯科検診・プール開き
7	七夕まつり会・幼児交通安全教室
8	
9	保育参観・秋の園外保育
10	
11	運動会・親子のつどい・消防総合訓練
12	おもちゃつき・クリスマス会
1	新年お楽しみ会
2	豆まき・生活発表会・小学校体験入学
3	お別れ遠足（5歳児）・お別れ会・卒園式
◎身体計測・誕生日会・避難訓練（毎月） ◎体育指導（年間10回）※1	
◎地域の幼稚園、保育園や小学校との交流会※2、異年齢交流※3、世代間交流※4	

※1 体育指導

講師を招いて3～5歳児を対象に体育指導を実施しています。マット、跳び箱、プール・縄跳びなどの体育遊びが主な活動です。活動を通し、順番・交代等の遊びのルールも身につけながら十分身体を動かして楽しんでいます。

※2 地域の幼稚園、保育園や小学校との交流会

子どもたちが、様々な人と関わり刺激を受けコミュニケーション作りがスムーズにできたり、小学校へ入学の際の不安が少しでも和らぎ期待がもてるようにとの思いから交流の場をもっています。

※3 異年齢交流

年齢の枠を外し、生活の場面や様々な遊びを通して、共に活動を進める中で、和気あいあいとした家庭的で温かい雰囲気や、保育園でしかできない関わりを大切にし、心の温もりを感じられるよう“いたわる・助け合う・思いやる”という気持ち育て、しなやかな身体や心を養えるようにしています。

※4 世代間交流

核家族が増え、お年寄りと一緒に過ごす機会が減少する傾向にある中、近隣の老人ホームの方々や地域のお年寄りとの交流を通して触れあう機会をもち、やさしさやいたわりの心情を育てています。

その他

緑豊かな環境のもと、四季折々の草花や季節の移り変わりを目や肌で感じたり、園外に出て自然と触れあったりするなどして自然とのふれあいの場を大切にしています。

5歳児を対象に絵本の貸し出しを行っています。おうちの人と一緒に読んだり見たりする中で、親子の会話を大切にしてもらうとともに、絵本が好きな子どもになってほしいと願っています。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関に委嘱しています。

(1) 内科

医療機関の名称	岡本クリニック
医師名	岡本 新司
所在地	奈良県北葛城郡広陵町大字三吉542番地2
電話番号	0745-54-0001

(2) 歯科

医療機関の名称	木村歯科医院
医師名	木村 行宏
所在地	奈良県北葛城郡広陵町大字正相62番地4
電話番号	0745-55-6246

(3) 薬剤師

薬 剤 師 名	池嶋 美紀 (かりん薬局)
所 在 地	奈良県北葛城郡広陵町大字南郷676番地1
電 話 番 号	0745-54-1230

12 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に緊急事態が発生したときは、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

また、AED（自動体外式除細動器）を設置し、園児、保護者等への緊急時に対応しています。

他にも、交通安全教室を年2回行うとともに生活安全教室を実施し、不審者から園児を守るという活動も行っています。

13 非常災害時の対策

災害発生時の対応	広陵消防署との連携のもとに、消防計画書を作成し、対応しています。
避難訓練	火災、水害、地震等を想定した避難訓練 月1回実施 消防署との総合訓練 年1回実施
防災設備	自動火災報知器・誘導灯・ガス漏れ警報器・非常警報装置
避難場所	園内の安全な場所は定めていますが、園内での避難が難しい場合は他の安全な施設に避難することがあります。その際は、災害の状況に応じて避難場所をお知らせします。

14 子育て支援活動

未就園児の子どもたちとその保護者を対象に活動を行っています。この機会に保育園の様子を見ていただいたり、園児と交流したり、子育ての悩みを相談したり、家庭では体験できない活動に参加したりできるように、さまざまな企画を行っています。

15 賠償責任保険の加入

当園では、災害共済給付制度に加入しています。

独立行政法人日本スポーツ振興センターと広陵町（設置者）との契約により、保育園の管理下における乳幼児の災害（負傷、疾病等）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金等の支給）を行うものです。その運営の経費を、国、設置者及び保護者（同意確認後）の3者で負担する互助共済制度です。

保護者負担額は、園児1人につき240円です。（令和7年度現在）

16 保育内容に関する相談、要望、等

当園では、園長を責任者として主任が相談や要望を受け付けています。

17 当園におけるその他の留意事項

当園では、保護者の方々に保育会活動を実施しています。会費は、園児1人につき月額600円です。